

介護職員等によるたん吸引等の実施のための研修

第2号研修の取り扱いについて

(平成 27 年 4 月 1 日 法改正)

<これまで>

研修区分	実施可能になる行為
第2号研修	【たんの吸引】 ・ 口腔内 ・ 鼻腔内 【経管栄養】 ・ 胃ろう又は腸ろう

※3行為すべての行為を終えると第2号研修の修了が認められる。



<これから>

研修区分	実施可能になる行為
第2号研修	第1号研修の行為 【たんの吸引】 ・ 口腔内 ・ 鼻腔内 ・ <u>気管カニューレ内部</u> 【経管栄養】 ・ 胃ろう又は腸ろう ・ <u>経鼻経管栄養</u> これらのうち任意の行為

※5行為のうち、いずれかの行為を終えれば、その行為ごとの修了が認められる。